

埼玉県秩父市で発生した林野火災について、以下のとおり国土交通大臣による航空法第132条の85による無人航空機の飛行禁止空域の指定を行いました。

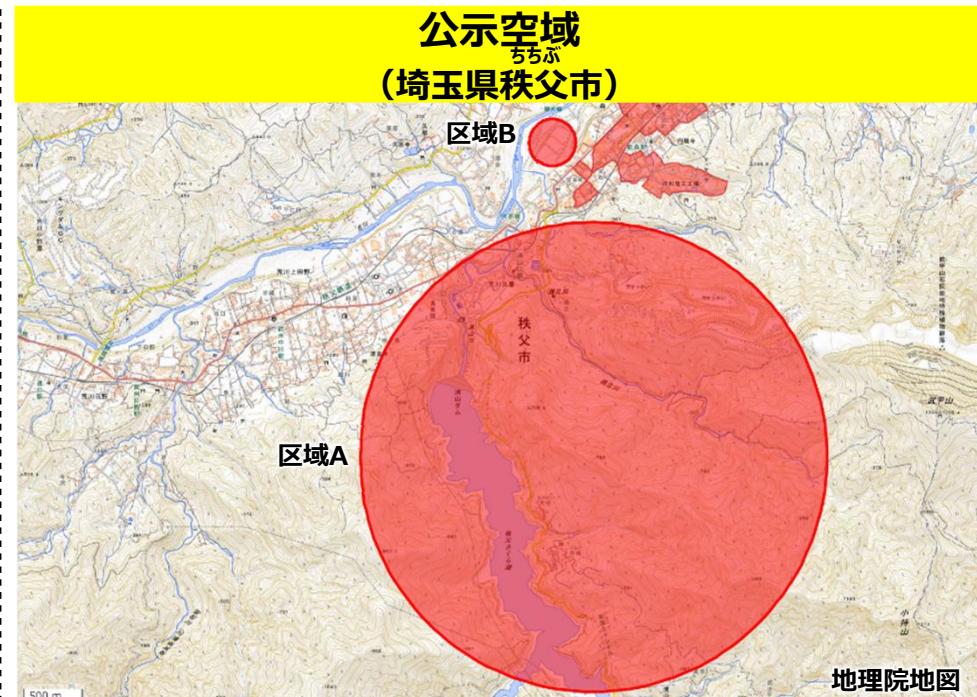
なお、航空法第134条の3による航空機の飛行に影響を及ぼすおそれのある行為（凧、気球等）の許可及び通報についても適用になります。

- 公示日時：令和8年2月6日 20時00分
- 公示管理者：国土交通省航空局
- 公示管理番号：令和7年度緊急用務空域 公示第7号
- 公示本文：次のとおり航空法第132条の85第1項第1号の規定により令和7年度緊急用務空域 公示第7号を指定する。
- A) 関係都道府県：埼玉県（E項に詳述）
- B) 開始：令和8年2月7日 6時36分
- C) 終了：別途通知するまで
- D) 時間帯：日出 / 日没
- E) 区域：

区域A：北緯35度56分53.33秒、東経139度03秒54.60秒
を中心とした半径2000mの範囲（^{ちちぶ}埼玉県秩父市）

区域B：北緯35度58分20.27秒、東経139度03秒40.59秒
を中心とした半径300mの範囲（^{ちちぶ}埼玉県秩父市）

- F) 下限：地上
- G) 上限：地上から150m



航空法第132条の92の適用を受けて飛行させる場合を除き、当該空域での無人航空機の飛行を原則禁止とします。

なお、今後の状況に応じ、緊急用務空域を指定する期間・範囲・高度を変更する可能性があります。

航空局ホームページ等において、最新の情報を確認してください。